

## 「荒廃農地対策に関する調査－遊休農地に関する措置を中心として－」を開始

MIC Ministry of Internal Affairs  
and Communications

令和3年9月30日  
中国四国管区行政評価局

中国四国管区行政評価局（局長：平野真哉）は、地域の住民生活に密着した行政上の課題や問題を取り上げ、行政運営の改善を図るための調査を企画し実施しています。

我が国の農業は、農地面積の減少や農業者の高齢化が進行しており、生産能力の低下が懸念されています。荒廃農地の面積は令和元年には28.4万haとなっており、そのうち再生利用可能なものが9.1万ha、再生利用困難なものが19.2万haとなっています。

中国地方では、各県の荒廃農地面積に占める再生利用可能な荒廃農地の割合や担い手への農地利用集積面積の割合が全国の割合に比べて低いものとなっており、農地の適正な管理により荒廃農地の発生を防止するとともに、荒廃農地の再生利用に向けた取組をより一層推進することが重要となっています。

このため、当局では、中国地方における農地の利用状況に関する調査の実施状況、農地台帳の作成・公表状況、地域の関係者による荒廃農地の再生利用に向けた検討状況など、農地法に基づく遊休農地に関する措置を中心として荒廃農地対策の実施状況を調査し、関係行政の改善に資することを目的として、本調査を実施することとしましたので、公表します。（注）「荒廃農地」と「遊休農地」については、4ページを参照



【照会先】 総務省 中国四国管区行政評価局  
評価監視部 第4評価監視官 渡邊  
評価監視調査官 松田、岩佐  
電話：082-228-6327 FAX：082-228-4471  
E-mail：cgc22@soumu.go.jp

# 荒廃農地対策に関する調査

## —遊休農地に関する措置を中心として—

### 調査の背景

- 我が国の農業は、農地面積の減少や農業者の高齢化が進行。荒廃農地面積は令和元年には28.4万haとなり、そのうち再生利用可能なものが9.1万ha、再生利用困難なものが19.2万haとなっている状況
- 国は、食料・農業・農村基本計画において、地域・集落における今後の農地利用に係る話合いの促進や共同活動の支援などの荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に推進



- 中国地方では、各県の荒廃農地面積に占める再生利用可能な荒廃農地の割合や各県における担い手への農地利用集積面積の割合が、全国割合に比べ低くなっている状況
- このため、中国地方では、農地の適正な管理により、荒廃農地の発生を防止するとともに、荒廃農地の再生利用に向けた取組をより一層推進することが重要



- 農地法に基づく遊休農地に関する措置を中心として、荒廃農地の発生防止・解消に向けた国及び地方公共団体等の取組の実態を明らかにするとともに、取組に当たっての課題等を把握することにより、関係行政の改善を促進

### 調査項目

- 1 農地の利用状況に関する調査の実施状況
- 2 農地台帳の作成・公表状況
- 3 荒廃農地の再生利用に向けた検討状況

### 調査対象

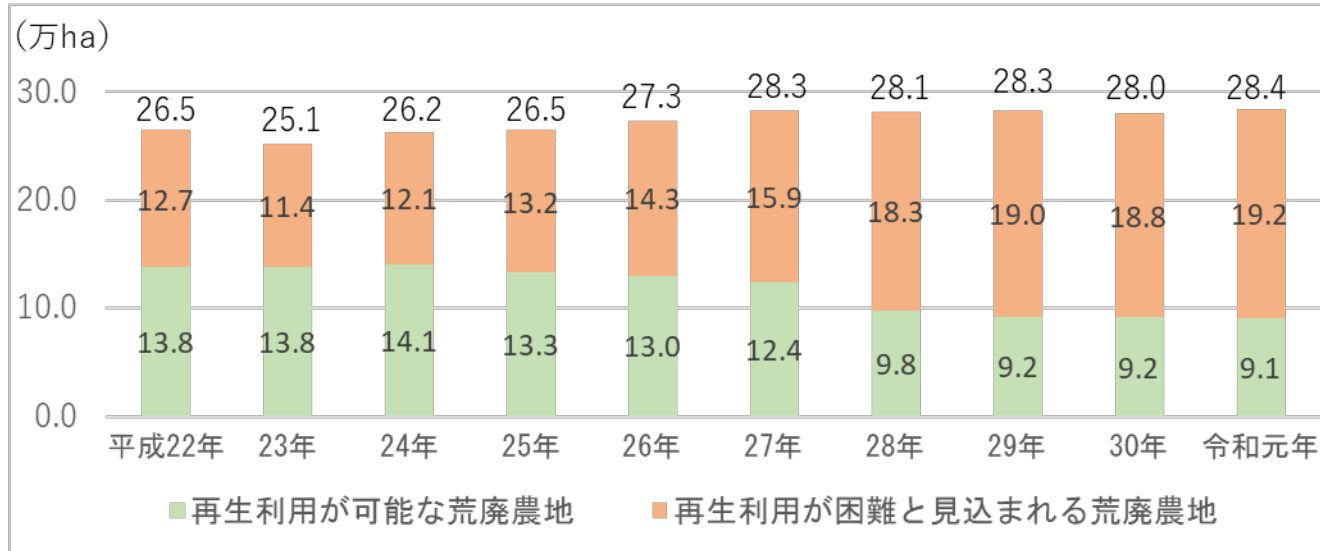
中国四国農政局、県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構

### 調査期間

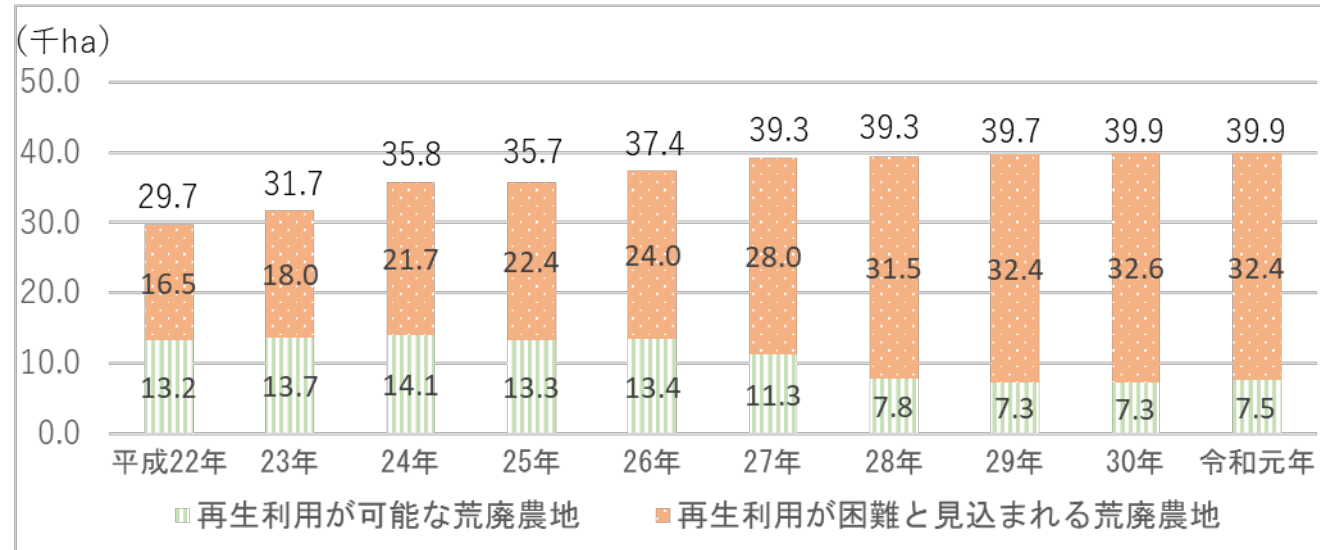
令和3年9月～4年1月（予定）

## 1 荒廃農地面積の推移（平成22年～令和元年）

## ① 全国の推移



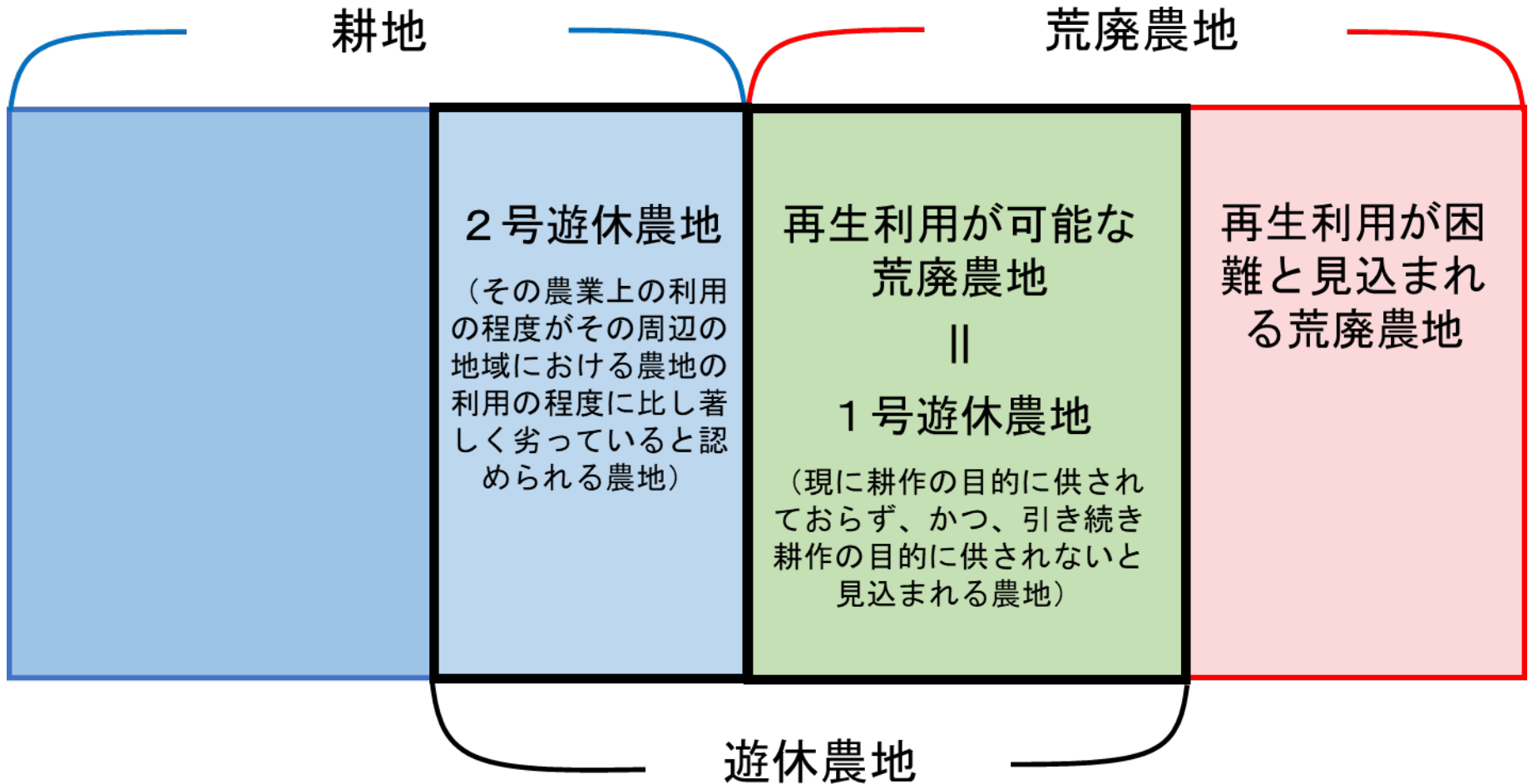
## ② 中国地方の推移



(注) 1 農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」に基づき、当局が作成した。

2 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

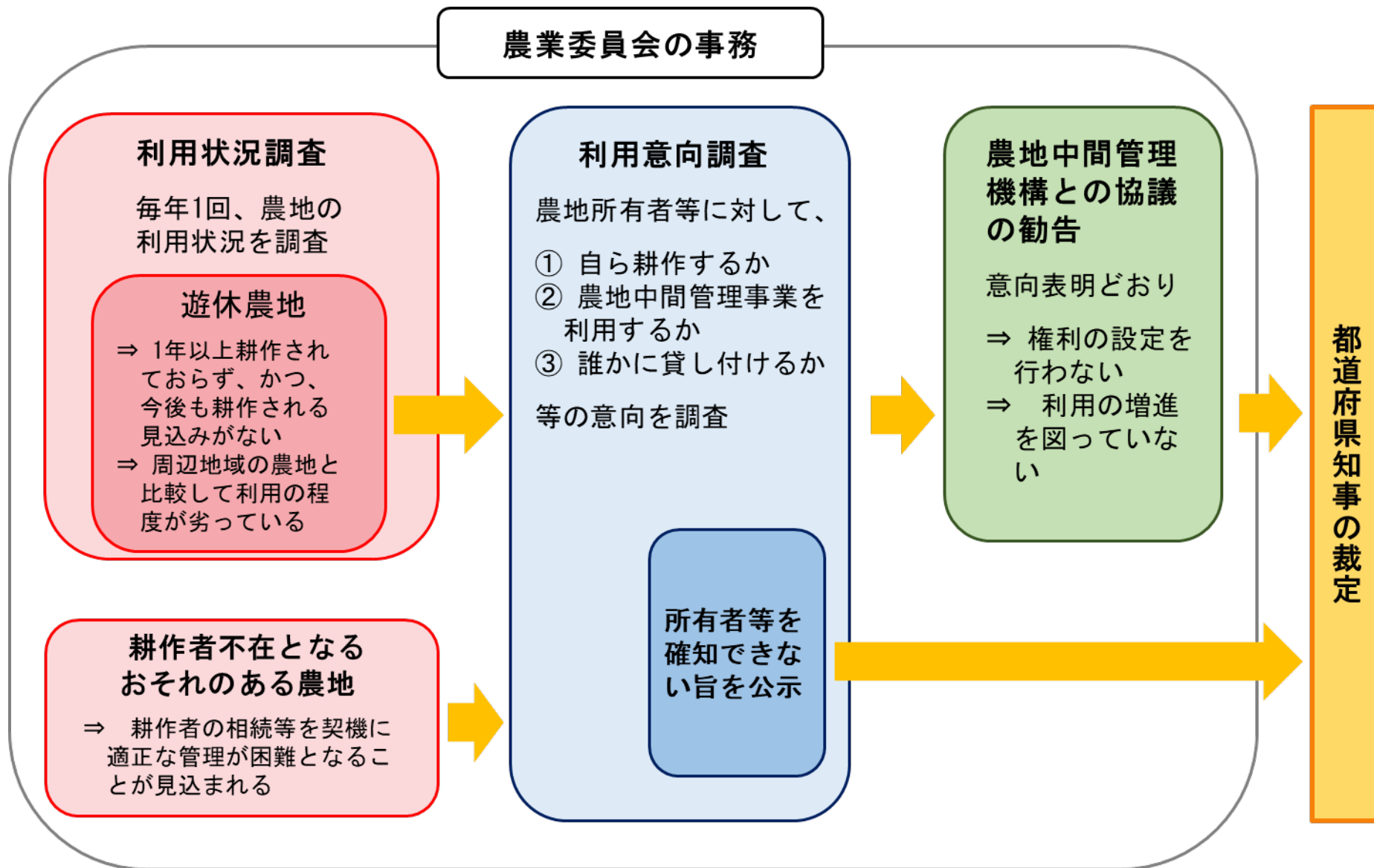
## 2 荒廃農地と遊休農地の関係



(注) 1 農林水産省「荒廃農地の現状と対策(令和3年7月)」に基づき、当局が作成した。

2 「1号遊休農地」は農地法第32条第1項第1号に該当する農地、「2号遊休農地」は農地法第32条第1項第2号に該当する農地である。

### 3 農地法に基づく遊休農地に関する措置の概要



(注) 農林水産省「農地法に基づく遊休農地に関する措置の概要」に基づき、当局が作成した。